

Studio Yummy 会員規約

第1条 概要

- ・当スタジオはStudioYummy(スタジオヤミー)と称します。
- ・当スタジオは下記を所在地とします。

〒114-0002

東京都北区王子2-30-4グランシャリオ王子101&201

第2条 目的

- ・当スタジオは会員へダンスほか教養の提供をし、豊かな情報提供の場とすることを目的とします。

第3条 入会資格条件

- ・当スタジオに入会できるのは、当スタジオの趣旨に賛同し、規約を承認した方で、かつ心身共に健康で異常の無い方とします。

また、次の場合は入会をお断りしております。

1. 暴力団関係者の方
2. 伝染病・その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
3. 医師から運動を禁じられている方
4. その他正常な施設利用ができないと当スタジオが判断した方

第4条 入会資格取得

- ・当スタジオに入会を希望する方は、所定の入会手続きをし、初期費用を納めることにより入会が認められます。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要となります。

第5条 会員証の使用について

- ・当スタジオは会員様に会員証を発行致します。

当スタジオでレッスンを受講される際は必ず会員証を持参の上、受付にご提出ください。

- ・会員証の提出が無い場合は、ビジター(非会員)として別途料金をお支払の上でレッスンを受講して頂くこととなります。

- ・会員証を紛失した場合は、受付に連絡の上、必ず再発行を行ってください。その際、再発行手続き料(1,100円)が発生致します。

第6条 会員資格

- ・他者に会員資格を譲渡することは、家族でも一切できません。
- ・会員資格の有効期間は、退会手続きを行わない限り、終身とします。

第7条 休会

- ・休会は、申請月の翌々月から最大1年可能です。

- ・休会希望の際は書面にて承ります。メール連絡や口頭での休会は出来ません。

第8条 繰り越し

- ・本来受講予定だったにも関わらず、受講できなかった未消化分のレッスンに関しては、翌月まで無料で繰り越せるものとします。

第9条 除名等

- ・当スタジオは、会員が下記のいずれかに該当すると認められた場合は何らの警告なしに会員を除名することが出来るものとします。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合
2. 当スタジオの機器・備品・施設を故意に毀損した場合

※尚、施設を合理的かつ相当に安全使用しなかった場合による破損・故障については、破損させた当人に修繕費を請求するものとします。

3. 当スタジオの定める規約に違反した場合
4. 当スタジオの名誉・信用を故意に毀損した会員

5. その他当スタジオの会員として品位を損なう行為のあった会員

第10条 会員の施設利用

- ・当スタジオの会員は、本会則及び本スタジオの諸規則に従いスタジオの施設を生徒料金で使用することが出来ます。

第11条 入会金及び月会費について

- ・一旦納めた諸会費に関しては如何なる場合もこれを返還致しません。

- ・会員である限り、生徒は在籍するコースの定められた月会費を前納しなければなりません。

- ・会員は、当スタジオの定める会費を納めることにより受講、施設の利用が認められます。

- ・受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員、インストラクターの指示に従ってください。

第12条 ビジター(非会員)制度

- ・当スタジオは、入会しなくてもビジターとして当スタジオ施設を利用することが出来ます。

- ・ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第13条 スタジオ及び施設の変更について

- ・当スタジオは必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。

第14条 休講について

- ・当スタジオは、特定の日に休講日を設けるものとします。

- ・気象、災害などの事由により開講が不可能な場合はレッスンを休講にするものとします。

- ・いずれの事由においても会員は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第15条 責任

- ・会員は、当スタジオへ届け出ている口座振替・住所・メールアドレスなどの情報に変更があった場合、変更した旨を必ずスタジオまでご連絡ください。届け出ている事項について変更があったにも関わらず、変更したとの連絡を怠ったことにより生じた損害について、当スタジオは一切責任を負わないものとします。

- ・会員は、当スタジオを通じて第三者に総会、社会運動、政治運動、宗教などへの団体へ勧誘することは一切してはなりません。

- ・会員がスタジオ内において盗難・損害などの事故に面した場合の責任は、会員に帰するものとし、当スタジオは一切損害賠償の責を負わないものとします。

- ・会員が当スタジオを利用中、自己の責任において当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責任を任ずるものとします。

第16条 変更

- ・当スタジオは生徒が負担する諸経費、スタジオのタイムテーブルなどのシステムを変更できるものとします。

第17条 退会

- ・やむを得ず当スタジオを退会する場合は、退会する月の前月末までにスタジオ受付までに申し出るものとし、申し出た月の「翌月末を以て」退会となります。尚、退会の際は退会届に署名を頂きます。メール連絡や口頭での退会は出来ません。

- ・申し出た当月に退会することは出来ず、翌月までは在籍扱いとなり、月会費の納付責任も続きます。

第18条 変更

- ・当スタジオの利用に関する規約の改正及び規約に定めない事項については当スタジオがこれを定めることが出来るものとし、その効力は会員、ビジター会員に及ぶものとします。

以上